

令和 5 年 3 月 1 日

日本製鋼所健康保険組合
理事長 出口 淳一郎



任意継続被保険者に係る標準報酬月額決定のこと

当組合に加入する健康保険法第 37 条の規定による、任意継続被保険者の保険料算定の基礎となる報酬月額は、令和 5 年 4 月 1 日より下記の通りとするので公告する。

記

1. 標準報酬月額 資格喪失時の標準報酬月額

2. 一般保険料率について

①	一般保険料率	95.200/1000
	内 訳	
	(基本保険料率)	54.045/1000)
	(特定保険料率)	41.154/1000)

②	調整保険料率	1.300/1000
---	--------	------------

合 計	96.500/1000
-----	-------------

3. 介護保険料率について

①	介護保険料率	17.000/1000
---	--------	-------------

以 上